

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年3月30日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000387号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000108号

## 第1 結論

請求者のA社における平成13年5月1日から平成14年8月1日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年5月から平成14年7月までの標準報酬月額については20万円から36万円とする。

平成13年5月から平成14年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成13年5月から平成14年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成13年5月1日から平成14年8月1日まで

請求期間において、A社に勤務していたが、実際の給与額に比べて年金記録における標準報酬月額が低く記録されている。請求期間中もそれ以前と同等の給料が支給されていたので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の給与支給明細書、平成13年分の所得税の確定申告書及び預金通帳の給料振込額から、請求期間における厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額は36万円と確認又は推認でき、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、請求者の請求期間における標準報酬月額については、36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求者から提出されたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に記載された報酬月額が厚生年金保険の記

録における標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額を厚生年金保険の記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者月額変更届及び厚生年金保険被保険者算定基礎届が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。